

戦後における天皇制の問題

太田 雅夫

まえがき

わが国の天皇制は、敗戦という決定的打撃を受けながらも、他に例をみない形で存続している。他に例をみないとは、ラスキが「大陸の経験からみて、歴代の王朝が戦場での敗北を耐え忍ぶことが出来るかどうか疑わしい」と述べ、またラッセルが「君主制の欠点として、敗戦による神性の喪失」を挙げているように、「君主制はもはや敗戦の後まで生きのびえない」とさえいわれているからである。

事実、第一次大戦の後、ロシア・ドイツ・オーストリア・トルコなどの君主制が崩壊し、第二次大戦の結果は、イタリア・ブルガリア・ユーゴスラビア・ルーマニア・ハンガリーなどの君主制を消滅させている。

しかしながら、わが国の天皇制は特殊な場合に属するとして、レーヴェンシュタインは次の如く述べている。「ここではアメリカの進駐軍当局が——おそらくきわめて賢明に振舞っているのである——戦争中、合衆国において日本の君主制の廃止を持つよう主張する流れがあつたにもかかわらず、天皇（皇帝）裕仁を統合力として手放さず、これを極度に民主化した。」かく

して、アメリカやわが国の支配層のなかに、天皇制を温存しようとする意図があったにせよ、国民がそれを受け入れて天皇制を、日本国憲法における天皇象徴制という形で存続せしめたのである。やはり、国民の間にそれを受容するだけの心理的素地があり、それ相当の存在理由があったといえよう。

例えば、昭和二三年に、天皇制廃止を掲げている日本共産党へ入党するに際して、小説家の森田草平氏は、「正直に私の気持ちを白状すれば、私は多くのお百姓と同じように、天皇一家に対する、いわれのない親愛の情を心の底のどこかに持つている」と述べている。また昭和三六年の現在の時点においても、哲学者の谷川徹三氏は、「主権在民という民主主義の大義をがなめとする限り、……天皇制廃止という方向へ進まなければならぬ。私の『頭』はその論理を承認せざるを得ない。しかし私の中にはその論理を受入れることを拒もうとするものが依然としてあるので、それを私はどうすることもできない。……これは私一人だけの問題でなく、今もなお国民の多数の問題なのではないか。」と述べているのをみても、天皇制の問題には、いまなお論理的な思惟対象以外のものが存在することを示している。そしてかくの如き感情が日本国憲法に天皇制を、国民主権との政治的妥協である天皇象徴制という形で温存せしめられたともいえる。

すでに敗戦後一五年を経た今日、平和主義・民主主義・共和主義の日本国憲法の風土化にもかかわらず、天皇制意識は根強く残存しているのである。すなわち、これは一方では、国民が

神權的イデオロギー復活を不可能にするまで「民主化」され、「合理化」されたことを示し、他方では、政治的に無力な象徴としての天皇を憲法的地位から、なくするまでに国民が急進的に「民主化」されたことを意味している。⁽⁸⁾ いまなお、天皇制意識が根強く残存しているのは、国民の社会意識が日常的に「民主化」されなかつたことを意味している。いまなお、天

次元では、民主化されていながらも、それが政治の次元には連続されず、伝統的な意識とより近代的意識とが奇妙に共存していることの反映であるともいえる。

従つて、天皇制意識を利用して、戦後日本の保守反動ムードの中央には天皇象徴制が安座しており、その安定作用がつねに保守的に働いている。すなわち、支配層は天皇制を利用するによって、保守的ムードの残存している国民を、積極的な非政治性にかりたて、その結果として、積極的な政治性に変化させて保守反動体制の維持に努めていることは否定できない事実である。

従つて、従来の天皇制論では、しばしばみる「われていた、国民の意識・感情のなかに残された天皇制を直接の対象とする新たな天皇制論の解明が重要な課題となる。

本稿は、かくの如き問題意識のうえにたつて、従来多くの研究がなされている、天皇制の歴史、政治制度としての天皇制、経済体制と天皇制の関係、天皇制の憲法学的考察などを中心とするのではなく、天皇制に対する国民の意識の側に重点をおいて考察しようとするものである。

なお本稿は、天皇制意識の分析の序説ともいうべきものであ

って、敗戦より今日までの間に、天皇制意識がどのように形成され、どのように変容していったかを、戦後一五年間の政治過程に従いながら、実証的資料にもとづいて分析することを主要目的としている。

(1) H. Laski; *The Parliamentary Government in England*, p. 394.

(2) B. Russell; *Power, Its Social Analysis*, 東宮隆訳「権力—その歴史と心理」一九四頁。

(3) K. Loewenstein; *Die Monarchie im Modernen Staat*, 秋元律郎・佐藤慶幸訳「君主制」一一一頁。

(4) K. Loewenstein; 「前掲書」秋元・佐藤訳一七頁。

(5) 森田草平「共産党に入るの弁」『前衛』昭和二二三年五月号。

(6) 谷川徹三「天皇制について」『世界』昭和三六年一月号。

(7) 天皇制の問題を検討するには、天皇制の概念を明確にしておく必要がある。天皇制とは、明治維新以後天皇を宗教的権威をもつて神格化して、帝国憲法によって確立されたところの、天皇が国の統治者であり統治権の總攬者であるという天皇主権の国家体制である。これを狭義の天皇制といふよう。かくの如く天皇制を解するならば、今日においては、もはや天皇制は存在しない。日本国憲法における天皇制はこの意味では天皇制とはいえず、従つて象徴天皇制ではなく天皇象徴制と解釈するべきである。故に天皇象徴制は狭義の天皇制ではなく、広義の天皇制の範疇に入るの

である。広義の天皇制とは、たんなる天皇の存在はもとより、それによって派生する政治体制、さらにそれを支える心理的あるいは社会的、歴史的基盤までを含めて呼ぶことができる。本稿の「戦後における天皇制の問題」というのは、厳密に解すると適當ではなく、天皇の問題とすべきであるが、ここでは、天皇制の概念を以上の如く区別したうえで、広義の天皇制の問題として論ずることにする。

天皇の象徴制については、佐々木惣一「天皇の国家的象徴性」、田畠忍「日本国憲法条義」等参照。なお君主制については、佐藤功「君主制の研究」参照。

(8) 小林直樹「象徴天皇制の法意識」『思想』昭和三五年一〇月号一〇一頁参照。

一、日本国憲法の制定と天皇制意識
ポツダム宣言の受諾と、それに引き続く敗戦後の初期に、当時の支配層が国民に向って叫び続けた言葉は、「聖断」「終戦」「國體護持」「一億総懺悔」などであった。そのうえ、五カ条の御誓文は民主主義の原理であるとさえ主張した。この意図は、天皇の聖断による詔勅のヘゲモニーで、國体は護持され、戦争を終結に導いたという、終戦のイデオロギーであり、承認必謹の戦前原理をうけつぎ、これを戦後の形態として完成しようとしたのである。⁽¹⁾

当時における支配層の、このような政策は、二つのことを目的としていた。その一つは、承認必謹の原理を応用することに試みたのである。

よつて、連合国にたいして不動の「一君万民体制」を確立して、宣伝をする意図をもつていた。また他方では、国民の敗戦による旧体制の動搖に対処するための鎮静剤に他ならなかつた。⁽²⁾かくして、敗戦という事態にあっても「天皇」という国民的シンボルの価値は一举に崩壊せずに、かえつて一時的に上昇したとさえいえる。まさに、支配層は天皇を最大限に利用することによって危機を切り抜けたのである。

敗戦から日本国憲法制定までの間、支配層がとつてきた政策は、殆んどなしくすしに總司令部の要求に対応しながら、ごく微妙にごく緩慢に移行していく。それと同じ経路を辿りながら、国民の天皇に対する意識も、「一君万民」の天皇から、「民主化」された親愛なる人間天皇へと変容して行くのである。そのモメントは、上からは總司令部の天皇制批判の自由の指令、下からは共産党の痛烈な天皇制打倒の声のなかで行われた、昭和二一年元旦の「天皇の人間宣言」であった。

總司令部の憲法民主化の示唆（昭二〇・一〇・二一）以後においては、天皇制は憲法改正と直接結びつき、政治制度としての天皇制が問題の焦点となつた。そして支配層の用いた「國體護持」という言葉は、「天皇制護持」と変化してあらわれて来たのである。この変化は、「國体」という匿名の支配から、とにかく「天皇制」という天皇を中心とする具体的な政治制度として問題になつて来たことを意味している。⁽³⁾

かくの如く、天皇制が政治制度として問題になつて来たときに、国民は天皇制にたいしてどのような意識を示していたであ

第1表 天皇制存廃世論調査 (数字は%)

性 年 意 見 齢	男 (1,316名)			女 (1,316名)			不 明	
	維持			廢止	不明	維持		
	現状	改革	不明			現状	改革	
20 ~ 29	33.7	58.1	4.6	3.3	0.3	34.6	35.0	20.7
30 ~ 39	29.8	51.0	7.6	5.8	5.8	37.1	34.7	18.8
40 ~ 49	30.7	49.9	12.8	3.3	3.3	40.4	20.4	22.8
50 以上	44.4	27.7	19.4	2.4	6.1	40.4	13.7	23.4
計	34.6	46.7	11.1	3.7	3.9	38.2	25.9	21.4
								0.9
								13.6

実施時期 昭和 20 年 12 月 川辺喜三郎「天皇制の科学的研究」

第2表 東大生の天皇制意識

抑々批判論議の限りでない	139 名	12 %
一部改革して存続すべきである	452	40
根本的に改革して存続すべきである	400	36
廃止すべきである	71	6
別に意見なし	69	6

実施時期 昭和 20 年 12 月 4 日 調査対象 1,131 名

朝日新聞・昭和 20 年 12 月 9 日

第2表が示すように、東京大学の学生について見ると、一層顕著にあらわれている。すなわち、天皇制廃止を唱えるもの六%にたいして、天皇制維持は八七%を数えているが、そのなかでも現状維持は一二%に過ぎない。かくの如く、敗戦直後の天皇制支持の国民の意識のなかには、従来の絶対主義天皇制ではなく、天皇の「非政治化の憲法制度」を国民のかなりの層が支持していたといえる。

国民が天皇制について、このような反応を示している頃に総司令部のスپークスマンは、「民主主義にも種々の形式がある故、天皇制が存置されるからといって、民主主義でないとは決められない」(昭二〇・一・二〇)とか、「廃止すべき天皇制とは、過去の絶対的天皇制の意味である」(昭二〇・一二・二八)と述べたのである。まさに総司令部は当時の国民感情を

ろうか。

適確につかんだ発表をしているといえる。

これに反し、国体護持の観念にとりつかれた支配層は、当時の国民より数歩おくれた姿勢をもちつづけていた。それは当公表された憲法改正諸案の天皇制にたいする見解を比較検討することによって知られる。

当時の憲法改正草案を評価するバロメーターは天皇制であつて、各改正案とも、この点にもつとも重点をおいていた。天皇制に関する各案は、それぞれ大同小異はあるが、これを大別するところのように分類できる。

1、主権在君主義の天皇制案……憲法改正要綱(松本草案甲)、憲法問題調査委員会試案、近衛公憲法改正草案要綱、日本自由党憲法改正要綱、日本進歩党憲法改正問題、里見岸雄氏大日本帝国憲法改正私案

2、君民共治の制限的天皇制案……日本社会党新憲法要綱、

憲法懇談会日本国憲法草案、帝国弁護士会日本国憲法改正草案、稻田正次氏憲法改正私案

3、主権在民の儀礼的天皇制案……憲法研究会憲法草案要綱、布施辰治氏憲法改正私案

4、天皇制廢止共和制案……日本共産党新憲法草案、高野岩三郎氏改正憲法私案要綱

憲法改正諸案にあらわれた天皇制の見解は、大別すると以上の四種類にわけられるが、主権在民の儀礼的天皇制案と天皇制廢止共和制案を除く他のすべては、主権在民・天皇象徴制のマックアーサー草案よりも保守的な統治形態を考えている。従つ

て、これらのものは、昭和二一年三月六日、日本国憲法政府原案が発表されると、その国民主権論に調子を合せるのに大汗をかいて弱つたのである。

このように、当時の支配層と国民の意識の間には、若干のづれが生じていたといえる。

「天皇への絶対感から天皇への民族的親愛感へと常識的な推移……ここにわれわれは今後の日本における天皇の在り方を見出さなければならない」と、憲法改正草案が発表された当時の新聞が論評しているように、神性を剥奪されたのちの天皇制は、民主された「人間」天皇への漠然とした同情や憧憬によつて、かえつて国民の自發的支持をうるという形で受容されてきたのである。従つて、当時の日本国民の政治意識は、共和制への飛躍を試みるだけの歴史的準備に全く欠けていたといわざるをえない。

第3表は、天皇の人間宣言前後から日本国憲法制定前後の各種世論調査の集計である。前出の第1表との比較において検討すると、現状維持(旧制支持)が激減して、修正支持が増えているのも、人間天皇の宣言、地方巡幸の反映であると考えられる。しかし一方では、支配層の期待を裏切つて天皇制廢止が九%と一三%と漸増していることにも充分注意しなければならない。天皇制批判の声が増えてきたのは、インフレの進行、食糧危機の悪化、絶対的生産量の低下等の悪条件のもとにおいて、それが天皇制批判の自由とあいまつて、天皇の戦争責任追及の意識とともに、天皇に対する反感を醸成した結果といえる。

第3表 憲法制定前後の天皇制意識

調査機関	旧制支持	修正支持	廃止	D・K	調査年月	調査数
世論調査研究所	15.9%	75.4%	8.7%	—%	昭20・12	2,400名
東京世論調査所	16.0	73.0	9.0	—	昭21・2	5,000
読売新聞社	11.0	76.0	13.0	—	昭21・3	1,055
毎日新聞社	—	86.0	11.0	5.3	昭21・5	2,000

しかし、かくの如き階層の抬頭も全体的拡がりのなかでは、まだ少數にすぎなかつたのである。このような八〇%～九〇%の天皇制支持という背景において、日本国憲法制定の作業は進展した。そして、帝国憲法改正案が憲法制定議会に提出されたとき、この憲法が日本の国体を変更するものであるか否かということが最も強く論議された。この点に関して、憲法問題担当の金森國務大臣は、国体は変更されないとして、「あこがれ天皇論」を展開した。すなわち、日本の国体とは政治権力が天皇にあるということではなく、精神的に天皇を「あこがれの中心」とする日本国民の意識が日本の国体をかたち作るのであり、國民主権になつたとしても、天皇が精神的に国民の「あこがれの中心」であることが変わらない限り、国体は変わらないというのである。かくの如き金森國務大臣の説明または答弁が、天皇制の改革を望む約七五%の大半の国民に、まるで雲霧の中にまき込まれた

戦後における天皇制の問題

ような虚無感を与えたのは、日本国憲法第一条の旨意をありのまま理解して表現していないからである。すなわち、この憲法第一条の規定は、国体的政治形態における二つの原理を併せ含んでいるけれども、結局は国体を改革する規定であつて、日本国は明らかに共和國体となつたのである。⁽⁷⁾換言すれば、日本国は一種の共和制を採用したけれども、共和制のうちに君主制の一部を残した不完全共和制になつたと解さなければならない。

かくして天皇制は、帝国憲法における天皇制の積極的な支持もなく、また逆に積極的な廃止の支持もなく、國民主権との政治的妥協という形で憲法上の法的根拠を与えられ、天皇は主権在民の日本國と、主権者たる全体としての日本國民を象徴しなければならないという天皇象徴制として確立したのである。

(1) 山田宗睦「戦後思想史」二一頁参照。

(2) 日高六郎「『旧意識』の原初形態」『日本資本主義講座』
Ⅸ一六六頁参照。

(3) 石田雄「天皇制の問題」『現代思想』
Ⅺ九三頁参照。

(4) 田畠忍「憲法学原論」一六六頁、黒田了一「學習憲法学」一八七頁参照。

(5) 「毎日新聞」昭和二年三月九日。

(6) 小林直樹「象徴天皇制の法意識」『思想』昭和三五年
一〇月号九六頁参照。

(7) 田畠忍「前掲書」二四五頁参照。

二、天皇象徴制の安定化と天皇制意識

第4表 皇室関係見出数・記事数

昭和年	実数	百分率	天皇が主体となっている見出し	記事数
※ 20	153	1.6	55	137
21	173	0.8	101	148
22	222	1.1	151	205
23	84	0.3	55	84
24	100	0.4	75	100
25	93	0.3	43	91
26	227	0.9	108	213
27	282	0.6	122	280
28	568	0.9	139	532
計	1,902		849	1,790

* 20年は8月～12月の5ヶ月間の日本の新聞のうち、朝日新聞のみを対象としたおける。日本新聞の趨向

池内一・岡崎恵子「占領期間における日本新聞の趨向」

日本国憲法の制定によって、天皇制は天皇象徴制という形で存続することになった。しかしながら、国民主権の原理にもとづいて、天皇象徴制はその権力的側面はすでになく、支配層にとっては一種の不安を残さざるをえなかつた。そこで支配層は、他の一面である精神的伝統を強調して、あこがれ天皇の普及に力を注いだのである。その結果、国民の天皇制意識はどのように変容したであろうか。ここでは、日本国憲法制定後から講和条約締結までの天皇制意識の変容を、そこにおける政治過程との関連において、この時期における天皇に関する新聞記事を素材としての分析を試みる。

第4表は、占領期間中における朝日新聞にあらわれた皇室関係見出し数および記事数であるが、非常に興味ある結果を提示

している。このデータによれば、昭和二〇年から二二年、二六年から二八年は相対的に天皇制にたいする注視の高い時期である。ところが二三年から二五年の間は「無視の時期」⁽¹⁾であるといえよう。朝日新聞の一年間の総記事数にたいする皇室関係の記事数の百分率をみるとポツダム宣言より日本国憲法による象徴天皇の確立頃の二二年までは平均一%強であるが、「天皇無視の時期」である二三年から二五年までは、○・三%から○・四%と激減している。ところが、二六年には○・九%と増加を示しその後も同じ比率を保っていることがわかる。

「天皇無視の時期」をはさん

でその前後に多いのは、二二年は「人間化」された天皇の宣伝のために力を傾注して行われた地方巡幸についての記事を追つてゐるからで、二六年は講和問題を中心に天皇を再神格化しようとする動き、たとえば、国民道德実践要領・京大天皇事件等

第5表 天皇に与えられた呼び名の出現数
(全指定シンボルに対する比率)

昭和年	20	21	22	23	24	25	26	27	28
天 皇	0.21	0.40	0.09	0.16	0.23	0.11	0.09	0.03	0.02
天皇陛下	0.45	0.29	0.57	0.44	0.53	0.51	0.56	0.70	0.64
陛 下	0.27	0.37	0.39	0.37	0.30	0.29	0.44	0.56	0.51

池内一・岡崎恵子「占領期間における日本新聞の趨向」

の反映である。二七年は立太子関係の記事、ついで二八年には皇太子外遊関係の記事、更に天皇元首論々争へと進められていくからである。

つぎに第5表は、天皇に与えられた呼び名で、そのなかでも「陛下・天皇陛下」にたいする「天皇」の使用頻度の相対的な変化がかなり面白い動きを示している。ところでこれらの三種類の呼称のうち、慣用的に「天皇」は「天皇陛下」「陛下」よりも一段低い呼称でなんとなく呼び棄ての感じがあることは認めてよい。これにたいして「天皇陛下」「陛下」は大体鄭重さの点では同格である。この表によると「天皇陛下」「陛下」の呼称は漸増しているが、「天皇」の呼称は二年を頂点として急激に減少し、独立後は2%～3%という僅かな比率を示していくに過ぎない。とくに注目すべき点は、二年がそれ以外の

法制定後の昭和二三年には、マス・コミはこの年一杯超人的に精力を傾注して行われたといわれる天皇巡幸についての記事を追っている。従つてこの間においては、天皇制についての原則的論議は殆んどみることはできない。しかも注意を要することは、「メディアがたんに巡幸を客観的事実として報道するだけではなく、つねにこれらの報道において、その主観的評価を天皇のペーソナルな側面の劇化」という形で国民に伝達した」ことである。その結果、「巡幸政策」において支配層の意図したこと、「人波にもまれて動けぬ陛下」というような天皇の情緒的「人間化」がおし進められた。すなわち、天皇の巡幸によって革新的な勢力の抬頭や共産主義の発展を防止する効果を狙うと同時に、天皇の戦争責任についての理性的判断を感情的な嵐の中でもさせることに成功したといえる。

年とのバランスを破って、「天皇」の呼称が全体の四割を占め第一位になつてゐることである。これは、日本国憲法制定過程における天皇制廃止の動き、天皇の戦争責任追及の叫び、食糧メーデーなどをはじめとした労働者の決起などの動きによる反映である。また「天皇」呼び棄てが二二年と二三年に激減しているのは、天皇の地方巡幸の結果で、二四年に若干増加を示した理由の一つには、第二回総選挙における共産党の進出（三五名当選）の結果とも考えられる。さらに二五年以後一貫して漸減するのは、占領下の一般的な政治社会的動向、占領政策の動向などとも微妙に関連していることが推察される。

国民感情も天皇にたいする落着きを示した時期といえよう。第6図が示す如く、国民の約九〇%が天皇象徴制支持に落着いた昭和二三年の調査と昭和二六年の調査とを比較すればわかるよう、殆んど変化がないほど安定化したのである。しかし、「天皇無視の時期」においても、決して天皇制の問題が実際に

消滅したのではなかつた。

「天皇制は頭部を失ったトカゲのように、頂点の権力機構の面で大きな改革を経ながら、

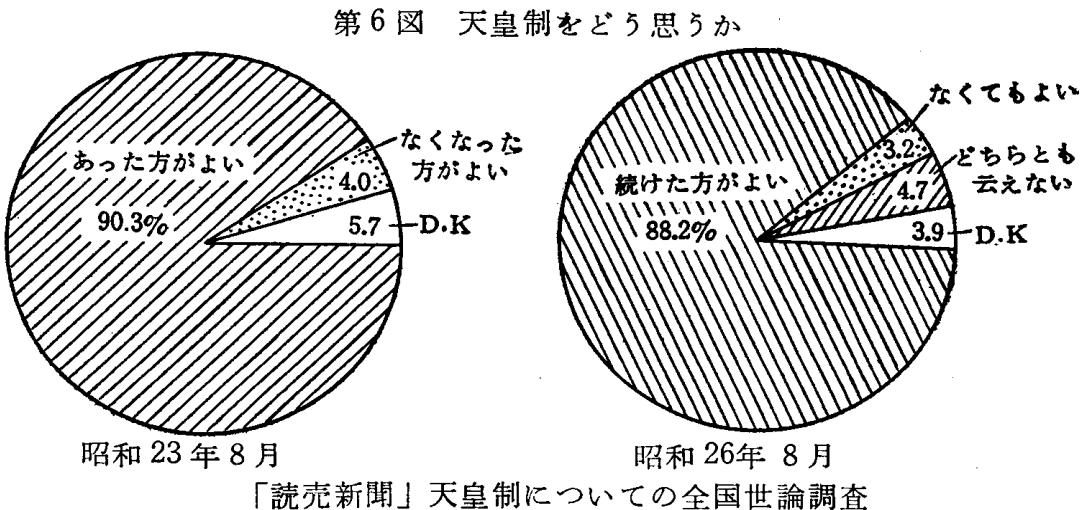
分散した形で国民の意識の中に依然として否定し難い力をもって残存していた。」⁽³⁾といわ

れるように、支配層は天皇の「人間化」を過大評価することによって、国民のなかに政治的無関心をうながし、結果的には「非政治」による最大の政治的効果を目指していたのである。

このような「天皇無視の時期」を過ぎると、国際情勢の変化に従って講和問題前後の逆コースと呼ばれる風潮のなかで、天皇はあらたな時代の脚光を浴びるようになつた。すなわち、日本の再軍備が日程にのぼると、天皇の利用価値がだんだんと高まり、

天皇はまたもや公然と神格化されはじめたのである。⁽⁴⁾

逆コース現象のなかで、昭和二六年一〇月、天野貞祐文相は「国民道德実践要領」を発表した。これには、「天皇は無私な道徳的性質をもち、従つて天皇の地位は国家の基本的性格を象徴している」として、天皇は国民の道徳的中心であると規定した。これはひとり天野文相の考え方だけでなく、当時の支配層がかつての教育勅語にかわるものとして望んでいたものであった。しかし、このような支配層にたいして、当時の国民の世論は、「朝日」「毎日」「読売」等各新聞を中心として、はげしい非難を浴びせかけた。また天皇神格化に抗議する学生の真情のあらわれとして、昭和二六年一月一二日、いわゆる京大天皇事件⁽⁵⁾がおこつたのである。



以上考察してきたように、日本国憲法制定後から講和前後（昭和二二年～二六年）の時期における天皇にたいする国民意識は、情緒的・心情的には天皇の人間化に、支配層と同じように賛意を表している。ところが、それをを利用して支配層が象徴の拡張解釈を試み、天皇を再神格化しようとする段階になると、はげしく反対する態度をとっていることがうかがわれる。従つてこの時期は、支配層の逆コース政策の強行に拘らず、天皇象徴制が土着化し安定して基盤を固めた時期といえよう。

（1）池内一・岡崎恵子「占領期間における日本新聞の趣向」

『東京大学新聞研究所紀要』五号一一一頁。

（2）高橋徹・荒瀬豊「憲法問題とマス・メディアの態度」

『思想』昭和三一年九月号一三二頁。

(3) 石田雄「天皇制の問題」『現代思想』XII 107頁。

(4) 岡本清一「ついに人間になれぬ天皇」『中央公論』昭和二七年七月号参照。

(5) 「朝日新聞」昭和二六年一〇月二二日、「毎日新聞」昭和二六年一月三日、「読売新聞」は最も徹底した態度で、『天野文相の錯覚』昭和二六年一〇月二三日、『逆コースへの反省』一月一日、『民主化に挑戦する天野要領』一月十五日の三つの社説で、天皇神格化の動きがかえって天皇を国民から引き離すおそれがあることをくり返し警告している。

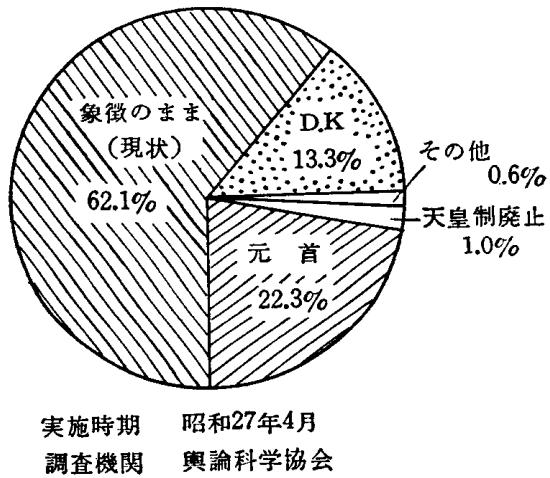
(6) 清水祐三「京大『天皇事件』白書」『中央公論』昭和二七年一月号参照。

三、天皇元首論と天皇制意識

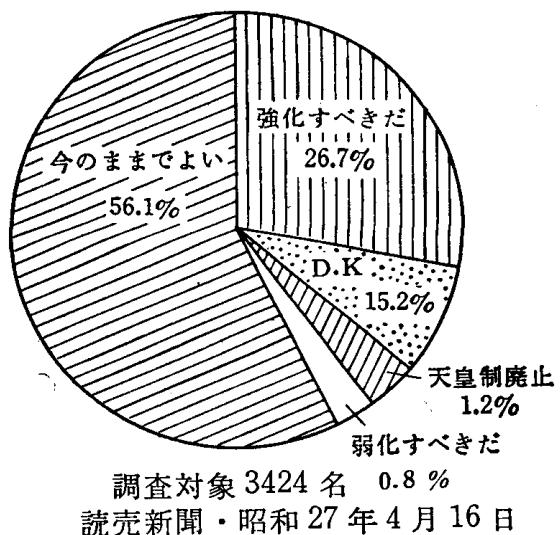
逆コースのなかでの講和条約の成立に際し、天皇は昭和二七年一月、第一三回国会の開会式に臨み「平和条約については、すでに国会の承認を経て、批准を終り、効力の発生を待つばかりとなつたことは、諸君とともに喜びに堪えません……」といふ「おことば」を述べた。そしてこの頃から、独立を契機として天皇の権限を強めようという天皇元首論が顕著にあらわれたのである。

昭和二七年四月に、与論科学協会が「天皇の地位について現在の憲法はこれを日本國の象徴としていますが、これを元首すべきだという意見が出ています。あなたは、これをどう思ひますか。それとも

第7図 天皇の地位について



第8図 天皇の権限強化の可否



ますか」という、天皇の地位についての世論調査は第7図のような結果を示している。従来の調査と比較すると天皇制廃止がわずかに一%で激減している。またD・K(わからないう)グループの回答が多くとくに女性に目立つが(男七・八%、女

今までよいと思ひますか。」との設問の答えである。天皇の権限の強化を望むものが二六・七%とかなりの高率を示している。

とくに注意すべきは、日本国憲法制定前後は、天皇制の存続調査であったが、独立を契機として、天皇の問題も「象徴か元首か」「天皇の権限強化の是非」といった設問に變つて来たことである。まさにこの時期は、支配層が独立をうたい文句にして、占領にたいする感覺的反撥を利用して、一気に天皇制への郷愁を動員しようとしたといえる。

それとともに、「立太子礼から戴冠式へ、新聞も国民もスルスルと滑り込んで行く。どちらが日本の儀式か、それさえ明らかでない。……東の日本、西のイギリス……一つの君主國⁽¹⁾と指摘されるように、吉田元首相が、「臣・茂」という昔ながらの君臣関係を明らかにした言葉を使って問題となつた昭和二七年一月の立太子礼、さらにイギリス女王の戴冠式へ天皇御名代として昭和二八年三月から半カ年にわたる外遊等、俗にいう皇子ブームの醸成が次第に行われた。

支配層は独立を契機として、このような背景のもとに、天皇象徴制を利用することによって、保守反動的ムードを造出しつつ、保守反動勢力の再編成を試みたのである。そして保守反動勢力の再編成にかなりの成功に自信をもつて、憲法改悪の計画を進めた。

支配層は、かくの如き天皇元首論によって、天皇政治を再現しようとする意図をもつていたが、この時期においても国民の意識との間にづれを生じていたのである。各種の天皇元首論による草案が発表される直前である昭和二九年九月と一〇月にわたり、内閣総理大臣官房調査室が行つた東京都と茨城県の世論調査では、当時の支配層が提唱していた元首論に対し国民は批判的であったことがうかがわれる。第9図が示す如く、天皇

としてとりあげられた。これらは憲法改悪案としてつぎつぎとあらわれた。すなわち、自由党案「日本国憲法改正要綱」（昭二九・一一・五）、改進党案「憲法調査会報告書」（昭二九・一・一〇）、廣瀬試案（昭三〇・八・五）、自民党案「憲法改正の問題点」（昭三一・四・二九）、憲法研究会案「新日本国憲法草案」（昭三一・五・二三）として発表されたのである。

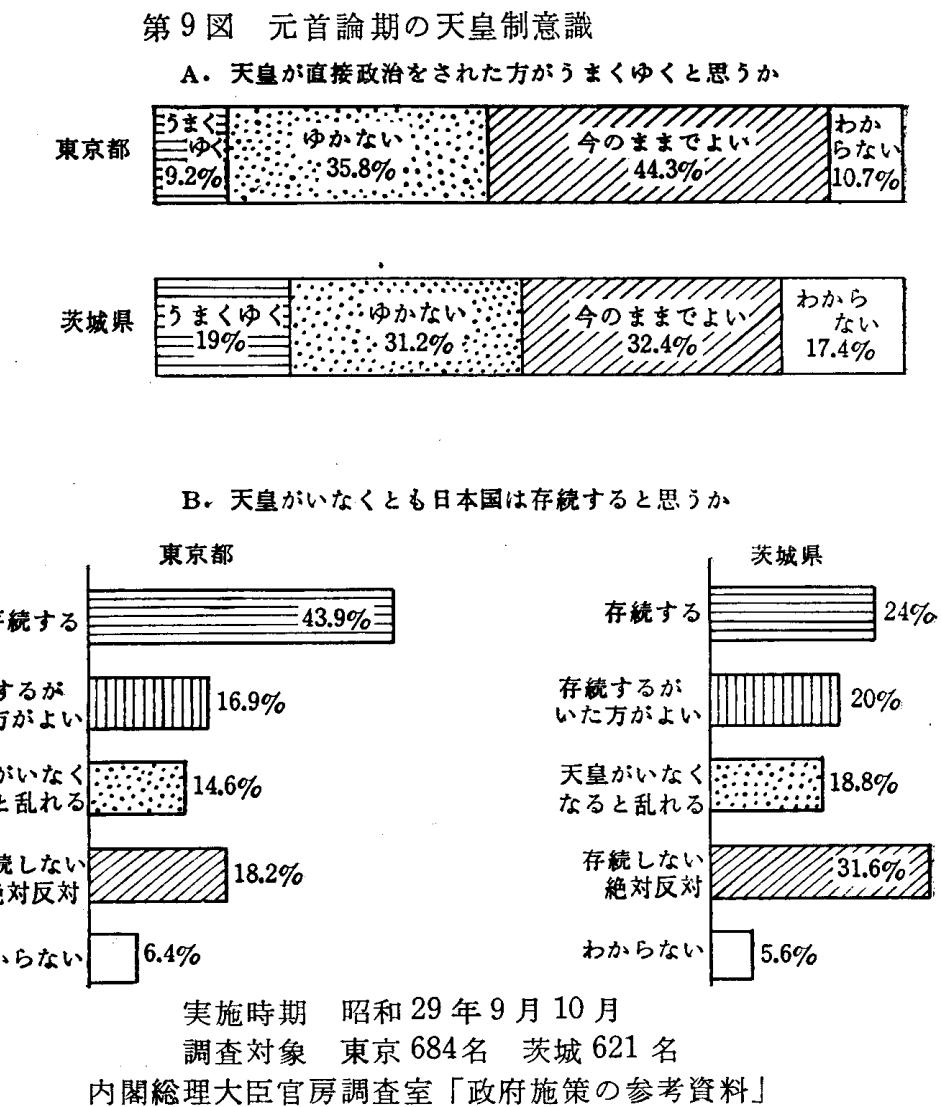
では、天皇元首論の目指すところは何んであらうか。自由党の「日本国憲法改正要綱説明書」はつぎのように述べている。「天皇は日本國の元首であつて、國民の総意により國を代表するものとする。象徴という意義不明瞭な地位をより明確にするとともに、國民の精神的、拠り處としての要望に応えようという趣旨より天皇の地位と權能について再検討を加え、日本の歴史と國民感情を尊重しながら近代國家としての民主的諸要請を法制化すべく試みた」（傍点引用者）

まさに「天皇政治」こそあるべき姿であるとの大前提のもとに、さらにそれ自身の根拠づけを「非合理的なもの」によつてなしているといえる。

支配層は、かくの如き天皇元首論によって、天皇政治を再現しようとする意図をもつていたが、この時期においても国民の意識との間にづれを生じていたのである。各種の天皇元首論による草案が発表される直前である昭和二九年九月と一〇月にわたり、内閣総理大臣官房調査室が行つた東京都と茨城県の世論調査では、当時の支配層が提唱していた元首論に対し国民は批判的であったことがうかがわれる。第9図が示す如く、天皇

直接政治の復活を希望するものは少数であり、東京都九・二%、茨城県一九%である。また天皇がいなくとも日本国は存続を肯定するものが東京都四三・九%、茨城県二四%もある。この点、都市と農村では若干の相違があり、天皇への情緒的親近感が農

現実における日本国憲法の風土化は、少くとも方向としては國民主権の土着化としてあらわれ、「民主化」政策によって國民主権の憲法的感覺が浸透して行つた。そのため國民の政治的力が強まれば強まるほど、天皇の政治的な權威は國民の心の中



村に強く認められる。

独立を契機として占領にたいする感覺的反撥を利用して、一気に天皇元首論をもり上げようとした支配層の意図は、第7・8図が示す如く、二七年頃には一時的に昂揚したかのように思われるが、次第に年月が経つにつれて、天皇を元首的または旧天皇の地位に復せしめようと欲する者は、著しく減少したと考えられる。その間には破防法に対する行われた労闘ストをはじめ廣汎な反対運動、さらに革新勢力の憲法擁護運動などの影響があることは否めない事実である。かくの如き、天皇元首論にたいする國民感情のもり上りが少ないためか、昭和3一年四月に発表された自由民主党の「現行憲法の問題点」には、元首という言葉を使用せず、つぎのような弁解がましい説明をせざるをえなくなつた。

「一部の人々の臆測するごとく、天皇を実権者として、あるいは、天皇の地位を明治憲法下におけるそれに復せんとするが如き議論は片鱗だにていない。」⁽³⁾

から薄らいでいったといえよう。すなわち、この段階では、天皇の存在については大多数が肯定的で、精神的愛着はありながらも、それを再び政治化された頂点の天皇とすることには国民感情が許さなくなってきたといえる。

- (1) 清水幾太郎「占領下の天皇」『現代文明論』一〇四頁。
(2) 自由党憲法調査会「日本国憲法憲法改正案要綱」昭和二九年一月五日発表。
(3) 自由民主党憲法調査会「現行憲法の問題点」二八頁。

四、皇太子の結婚と天皇制意識

講和後占領時代への反動として起つた憲法改悪・天皇制復活という声が、国民全体をその方向へ導いて行くことに失敗した支配層は、天皇をはじめとする皇室の「スター化」「大衆化」「民主化」という政策をとり出した。すなわち天皇の問題は天

皇制という政治制度としてではなく、天皇家または皇室の問題として取り挙げられるようになり、皇室がある意味でスター的存在となつたともいえる。この傾向は天皇元首論が国民の支持を得られないと思えた昭和三二年頃からといえよう。まず変化の第一は、新聞記事における天皇関係の比重である。例えば昭和三二年元旦の新聞には、天皇一家の団欒の写真が従来と違つて急に大きく取扱われ、「掲載紙数で人気をはかるとすれば、

天皇皇后もまた日本人の最大の“人気者”である⁽¹⁾といわれるようになった。またこの年には、「日本映画創始以来未曾有の大帝王篇」と銘うつて公開された天皇映画「明治天皇と日露大

戦争」が公開され空前の大ヒットをとばすこととなつた。さらに皇太子妃の選考が次第に本格的になり、週刊誌や婦人雑誌、大衆雑誌に何回ともなく候補者の有力メンバーが書きまくられ、この傾向が皇太子妃発表と同時に俗にいう皇太子ブームをおこす素地を造出していったのである。

支配層は、天皇・皇太子のスター化を一面的に誇張しながらも、憲法改悪の意図を捨てたわけではなかつた。そのためには主主義にたいする一連の反動政策を押し進めていた。しかし支配層の動きに対する国民の反対運動も、憲法感覚の浸透に伴なつて次第に拡大されたことも否めない事実である。とくに、「デートを邪魔する警職法反対」という従来の大衆運動に全く新しい発想で取組まれた警職法反対闘争は、国民の権利と自由を守る一大国民運動となり、警職法改悪を阻止することが出来たのである。

ところが、この国民的な統一エネルギーを一時その目標からそらされてしまう事実が、昭和三三年一月二七日に突如としておこつた。それは、いわゆる「平民」と「恋愛」のシンデレラというキヤッチフレーズの皇太子妃の発表である。これは、俗にいうミッチーブームとして広汎な注目と関心を喚びおこし、それによつて皇室への親愛感をかなり高めたといえよう。

その反応は、昭和三四年二月二六日の「朝日新聞」の調査に八七%がこの婚約を「よかつた」と評価していることからも推察される。八七%の賛成理由を見ると、二三%が「民主的時代にふさわしいから」と答え、三〇%が「皇室が国民に近づき、

親しみが増したから」だとしている。もちろん、これにはマス・コミの狂奔的な協力もあったことは忘れてはならないが、それでも、親近感の深化に「御成婚」が果した役割は大きいのである。

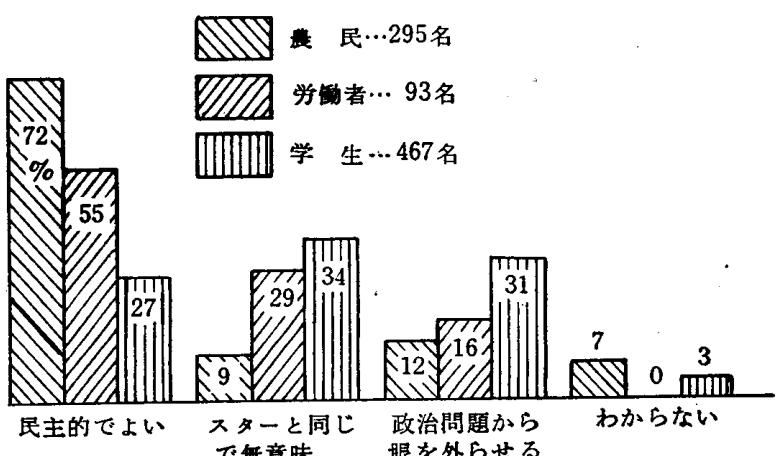
「御成婚」にジャーナリズムが示したといわれる「批判の全面停止、理性の無条件降伏」といった状況は、国民の関心を重要な現実の政治的論点からそらせて、非政治化する機能を果すこととなつた。従つて、警職法反対闘争を支えていた広汎なエネルギーは、俗にいうミッチーブームで讃美のためのエネルギーとして放出され燃焼させられてしまふことになつた。かくして、積極的な非政治性は積極的な政治性に変化して、「御成婚」の儀式をめぐって作られた保守的ムードが、地方選挙、参議院選挙、安保条約改定などの政治過程を通じて演じた役割は否定できない事実である。さらに昭和三五年の新安保反対運動の高まっていたとき、幸いアイク訪日中止を取りやめになつたが、天皇とアイクのペレードという形で、天皇が保守政権に有利な道具として用いられる可能性があつたことも想起できよう。

天皇と下の人の関係が、形、三つとも、道具として用いられる可能性があつたことも想起できよう。

それでは、皇太子の結婚の社会的意義について、国民はどのようを考えていたであろうか。昭和三四年四月一〇日「御成婚」の直後に行われた調査では第10図のような結果を示している。

まず「平民から皇太子妃がむかえられ、それが国民によろこばれたのは、戦後の民主主義的な考え方方が国民のものとなつた証拠でよいことだ」という意見を支持したのは、農民が七二%という多数を占め、労働者五五%、学生二七%となつてゐる。

第10図 皇太子の結婚の社会的意義



実施時期 昭和34年4月
「婦人公論」昭和34年7月号

は、学生が三四%、労働者一九%、農民九%の順となつてお
り、この層の第一の特色は無関心的傾向が強いといえる。さら
に「結果として地方選挙などの大切な問題から国民の眼をそら
せることになるのが心配だ。むかしの軍国主義時代のような天
皇制になると困るから、あまり大げさにさわぐのは考え方の
だ」と政治的関心を示す意見には、学生が第一位を占め三一%、
労働者一六%、農民一二%となつている。

かくの如き御成婚ブームにひき続き、清宮の結婚、皇孫浩宮の誕生といった「皇室ブーム」が一方にあり、他方では、生活

特に農民に多く
労働者も半数以
上の比率を占め
るなかには、國
民自身の「民主
化」によせる願
望の投写もある
とみられる。つ
ぎに「人気スタ
ーの結婚式が大
きくとりあげら

(1) 『週刊朝日』昭和三二年一月一三日号。

(2) 松下圭一「大衆天皇制論」『中央公論』昭和三四四年四月号三五頁。

(3) 一円・黒田・田畠共編「討論日本国憲法」四〇頁、松下圭一「前掲書」四三頁、井上清「皇室と国民」『中央公論』昭和三四四年五月号四七頁参照。

第11図 天皇の地位について

	今の方がいい	D. K.	天皇制は廃止 した方がいい	もとの 方がいい
大都市 (716名)	77.6%	5.1%	13.1%	4.2%
中都市 (609名)	75.9	8.0	10.0	6.1
小都市 (593名)	74.5	4.5	14.8	6.2
農村 (519名)	71.9	11.2	8.9	8.0

実施時期 昭和34年8月～9月
小林直樹・中村隆英「『憲法意識』の分析」

の復興や大衆社会状況の著るしい亢進のなかでも、やはり天皇に対する国民の意識は、戦後と殆んど変りのない支持率を示し、天皇象徴制は安定を続けてるのである。

第11図の示すところ、天皇象徴制の支持率が何れも

以上考察して來た如く、国民主権との政治的妥協という形で温存された天皇象徴制も、戦後一五年を経た今日ではすでに安定化してしまったといえる。第12図(質問 憲法上天皇はどういう地位にあるとおもいますか)から

七五%前後の支持率を保ち、日本国憲法制定前後の天皇制意識である第3表との差異はないのである。従つて、皇太子ブームによつて「ここで天皇の正統制の基礎が『皇祖皇宗』から『大衆的同意』へと変化した」との見解は誤りである。何故なら、憲法制定当时においてすでに、天皇制の正統制の基礎は「皇祖皇宗」から、国民の約七五%の「大衆的同意」を受けて天皇象徴制が確立されているからである。

この図が表す如く、今日においては、もはや天皇制の復活のおこりえない事を如実に実証している。また逆に、天皇象徴制の廃止の要求が現実の問題となる可能性も殆んどないことも実証しているといえる。

第12図 憲法上の天皇の地位

元首 現人神	國の象徴				その他
	國民の憧 れの的	その他の 回答	D.K.	その他	
大都市 (716名)	2.2	4.2	81.4	3.5	7.3
中都市 (609名)	3.8	5.8	73.5	3.6	12.5
小都市 (593名)	1.7	2.7	81.3	4.2	9.4
農村 (519名)	2.7	5.6	70.3	4.2	16.2

実施時期 昭和34年8月～9月
小林直樹・中村隆英「『憲法意識』の分析」

人神の天皇論、国民の憧れの天皇論、道徳の中心としての天皇論、元首天皇論等は、一時的には支持率が漸増したかのようみえたが、現在では殆んど問題にされず、国民は政治から隔離された単なるシンボルとしての天皇を肯定し、まさにその脱政治的な天皇以上をも以下をも望まない層が圧倒的に多いのである。

このことは、支配層の努力や、マス・コミの影響などを無視することは出来ないにしても、それらの外的条件だけでは説明しえないものがある。すなわち「天皇制は日本国憲法によつて政治性をつき崩されているけれども、天皇制が感情の壁に包まれているかぎり、天皇制は結局マーギッシュな非合理的の権威の基礎となつてゐるようである」⁽¹⁾といわれる如く、天皇象徴制は国民の伝統的な非合理的な感情の存在理由を求めているのであるから、この面から検討をしなければならない。

換言すれば、天皇象徴制は今日の如き安定にも拘らず、国民主権との妥協という形で維持されている以上、それは同時に天皇象徴制に自己否定の道を開いたことでもある。すなわち天皇の地位は、主権の存する日本国民の総意に基くのであり、やはりその根底には本質的な不安定性を蔵しているといえる。それは、「げんざい、天皇制を、支配階級にとって必須の王冠たらしめているものは、ただその伝統的権威だけである」といえるからである。

しかしながら、「その権威はいちじるしくうすれている。」⁽²⁾「天皇の指導によつて日本が発展するのだという積極的な天皇信頼をつくり出そうにも、現実的な基礎がいまはない。」⁽³⁾と、

あまりにも簡単に割りきることもできない。何故ならば、その薄れゆく伝統的権威に、いまだに日本国民の八〇%程度の人々がひきつけられて、天皇象徴制を支持しているからである。

ここにおいて、天皇象徴制を支える非合理的な考え方は、どのような感情や心理を基にして成り立つてゐるのだろうか。どのような感情や心理が混合しあつて天皇制意識を形成してゐるのだろうか。という疑問を解かねばならない。ところで、かくの如き天皇制意識も世代によつて大きな相違を示し、また帰属する階層によつても天皇制意識の残存する度合が違つてくるのである。従つて天皇象徴制を受容してゐる国民の意識の側からこのような問題をとりあげて、残存する天皇制意識の分析を試みることが残された課題となるが別稿に譲りたいと思う。

(1) 戒能通孝「近世の成立と神權説」三頁。

(2) (3) 井上清「皇室と国民」『中央公論』昭和三四年五月号四七頁。